健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者賞与支払届

70歳以上被用者賞与支払届

常務理事	事務長	部長	係長	係

令和　　年　　月　　日 提出

提出者記入欄

健康保険事業所整理記号	
事業所整理記号	―

事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒　　―
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	(　　)

受付日付印

社会保険労務士記載欄｜氏名等

項目名				
	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額(千円未満は切捨て)	⑧ 備考

共	④ 賞与支払年月日(共通)	9. 令和	年	月	日

← 1枚ずつ必ず記入してください。

1	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
2	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
3	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
4	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
5	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
6	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
7	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
8	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
9	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)
10	①	②		③	⑦
	④ ※上記「賞与支払年月日(共通)」と同じ場合は、記入不要です。 9.令和　年　月　日	⑤ ㋐(通貨)　円	㋑(現物)　円	⑥(合計㋐+㋑)千円未満は切捨て　,000 円	⑧ 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日　日)

大阪産業機械工業健康保険組合

◎ この届書は、賞与を支給した場合にご提出いただくものです。

（年間4回以上支払われる賞与について、標準報酬月額の対象となっている場合は、この届書を提出する必要はありません。）

記入方法

提出者記入欄　：　事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

健康保険事業所整理記号					1501				
事業所整理記号			0	1	ー	イ	ロ	ハ	

①被保険者整理番号　：　資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。

③生年月日　：　該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。

【元号】　5. 昭和　7. 平成　9. 令和
【記入例】　昭和63年5月3日の場合

③ 5－630503

④賞与支払年月日（共通　：　事業所における賞与支払年月日をご記入ください。
なお、各被保険者欄にある「④賞与支払年月日」欄は、「④賞与支払年月日（共通）」欄に記載した賞与支払年月日と支払日が異なる方のみご記入ください。

⑤賞与支払額　：　「㋐（通貨）」には、賞与・手当等名称を問わず労働の対償として、3ヵ月を超える期間ごとに金銭（通貨）で支払われるすべての金額をご記入ください。
※年間4回以上支払われる賞与等については標準報酬月額の対象となりますので、『被保険者報酬月額算定基礎届』または『被保険者報酬月額変更届』に記入する報酬月額に算入してください。
「㋑（現物）」には、賞与のうち食事・住宅・被服等、金銭（通貨）以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額（食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額）をご記入ください。

⑥賞与額　：　「㋐通貨」と「㋑現物」の合計から1,000円未満を切捨てした金額をご記入ください。

⑧備考　：　「2.二以上勤務」は、被保険者が2ヵ所以上の適用事業所で勤務している場合に〇で囲んでください。
「3.同一月内の賞与合算」は、同一月内に2回以上支払われた賞与を合算して届出する場合に〇で囲んでください。（　　）内には、初回に支払われた日をご記入ください。
（④の賞与支払年月日欄には、その月の最後に支払った日をご記入ください。）
なお、すでに届出済の賞与については、合算して届出する必要はありませんのでご注意ください。

お知らせ

- 賞与にかかる保険料は、合計額から1,000円未満を切捨てした標準賞与額に保険料率をかけて計算されます。
毎月の標準報酬月額の等級とはことなりますのでご注意ください。
※健康保険における標準賞与額の上限は年間（4月～3月）の累計で573万円となります。転職・転勤等、以前の勤務先での賞与額と合算して同一の保険者で健康保険の上限を超える場合は『健康保険標準賞与額累計申出書』の提出が必要となります。
※厚生年金保険における標準賞与額の上限は、1ヵ月あたり150万円となります。
- 資格取得月（資格取得年月日以降）に支払われた賞与は保険料計算の対象となります。資格喪失月に支払われた賞与について、退職日以前のものは届出が必要となりますが、原則として、保険料計算の対象とはなりません。
- 産前産後休業・育児休業の取得により、保険料が免除される期間中に支払われた賞与についても届出が必要となります。
- 介護保険料については、賞与支払月内に40歳に到達した場合、誕生日が賞与支払日より後であっても介護保険料が徴収されます。
また、賞与支払月内に65歳に到達した場合は、誕生日が賞与支払日より前であっても介護保険料は徴収されません。
- 賞与の支払いがなかった方は、該当者欄に斜線を引いてください。